

玖珠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
26年度	人 16,978	千円 9,675,265	千円 282,267	千円 1,529,920	% 15.8	% 18.3

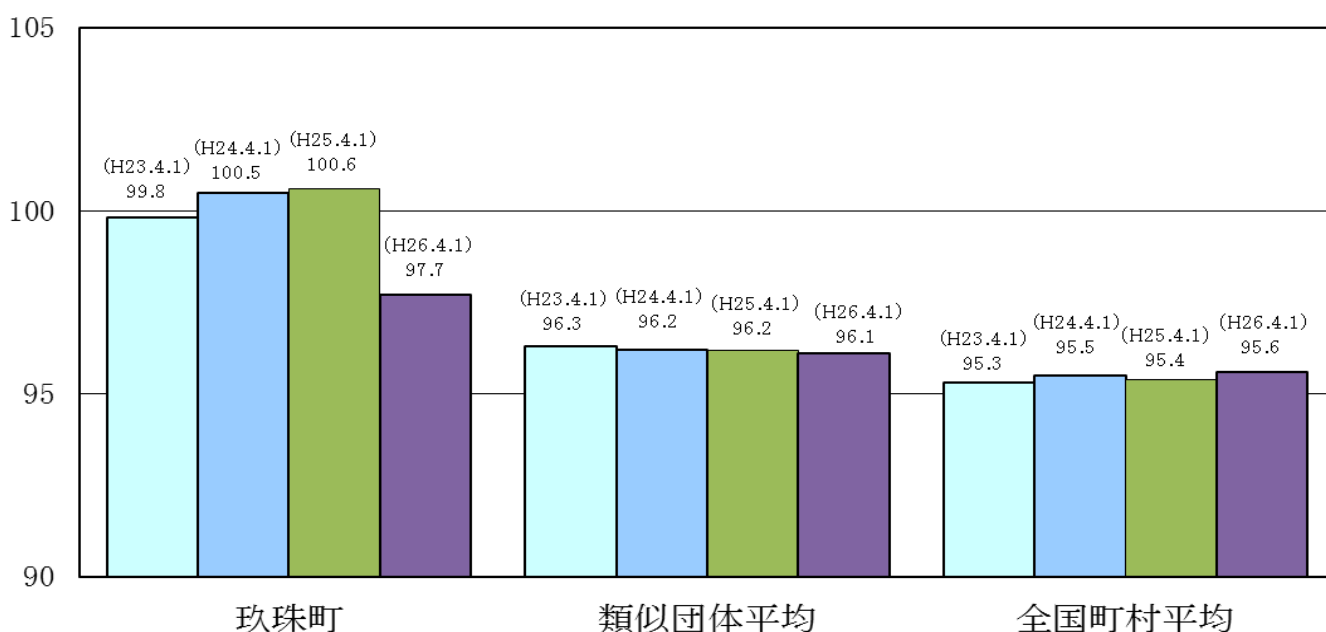
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 167	千円 621,498	千円 96,651	千円 238,626	千円 956,775

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,729	千円 5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況（人事委員会未設置）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※ 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略しています。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略しています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、同様の総合見直しを実施。平均 2.0% 引下げを行うとともに、高位の号俸については最大 4% 程度の引下げる等を実施している。なお激変緩和のため、当面の間、経過措置（現給保障）を実施している。

②地域手当の見直し（支給地域対象外）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）本町においては地域手当支給地域対象外により支給なし。なお派遣等により勤務地が地域手当支給対象地域の場合、国基準に基づき支給を実施。

（実施時期）国の地域手当の見直しにともない、所要整備を同様に実施。

（参考）

	平成 26 年度 の支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成 27 年度の 支給割合
国基準による支給割合	0 %	3 %	1 %

※ 本町においては、地域手当支給対象外により支給割合等については、記載を省略しています。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

- ・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、職員は、給料月額の 2～5% 減額を実施している。
- ・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、町長は給料月額の 20%、副町長・教育長は 10% 減額を実施している。
- ・平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、町長は給料月額の 10%、副町長・教育長は 3% 減額を実施している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玖珠町	40.4歳	315,000円	362,203円	341,440円
大分県	43.3歳	337,260円	420,846円	365,806円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
玖珠町	歳 52.4	7人	円 364,300	円 369,857	円 365,157	—	歳 —	円 —	—
	うち用務員	2人	円 377,400	円 383,700	円 378,400	—	歳 —	円 —	—
	うち調理員	5人	円 359,100	円 364,400	円 359,900	—	歳 —	円 —	—
大分県	歳 51.8	286人	円 356,537	円 398,557	円 373,661	—	歳 —	円 —	—
国	歳 50.1	3119人	円 287,992	円 —	円 326,611	—	歳 —	円 —	—
類似団体	歳 48.9	11人	円 287,474	円 309,179	円 298,822	—	歳 —	円 —	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
玖珠町	—	—	—
うち用務員	6,264,800 円	— 円	—
うち調理員	5,959,800 円	— 円	—

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額に12倍したものであり、また前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		玖 珠 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	— 円	140,100円	—
	中 学 卒	140,100円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

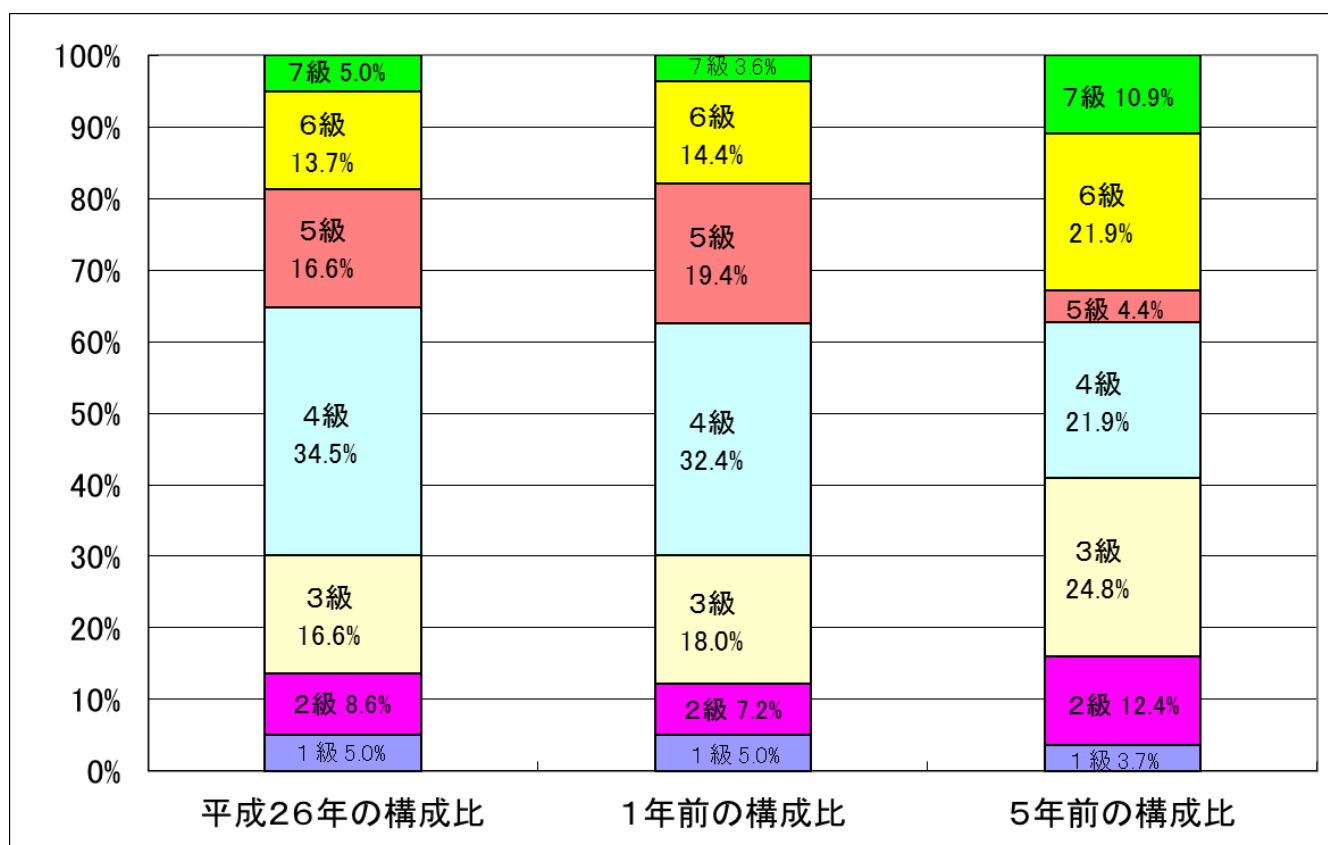
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,729円	353,232円	— 円	395,943円
	高 校 卒	— 円	320,527円	363,552円	375,863円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	328,345円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補、主事、技師及び保健師の職務又はこれらに相当する職務	7 人	5.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事、技師及び保健師の職務又はこれらに相当する職務	12 人	8.6 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	23 人	16.6 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主査の職務又はこれに相当する職務	48 人	34.5 %	261,900 円	400,800 円
5 級	係長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	23 人	16.6 %	289,200 円	418,800 円
6 級	課長の職務、参事及び課長補佐の職務又はこれに相当する職務	19 人	13.7 %	320,600 円	446,000 円
7 級	困難な業務を所掌する課長の職務又は参事	7 人	5.0 %	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 玖珠町の給与条例規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象として勤務成績の評定を実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	大 分 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,437千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,608千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

勤務成績の評定は実施しているが、勤務成績の反映については現在協議中である。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

玖 珠 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たりの平均支給額 8,717千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	0人	18%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			—

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

なお本町においては地域手当対象地域でないため、記載を省略しています。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			26千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			1,300円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			1.4%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円
遺体収容に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容に従事する職員	収容作業	0千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	26千円	1体 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	36,940 千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	200 千円
支給実績（24年度決算）	52,721 千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	280 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 2人まで(配偶者扶養) 7,500 円 1人(配偶者非扶養) 7,500 円 1人(配偶者なし) 12,000 円 その他 7,500 円 特定期間の加算 5,000 円	異	配偶者以外の扶養の額	26,226 千円	252,171 円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) (支給限度額) 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	異	持家	17,291 千円	161,596 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000 円 自動車等使用職員(2km以上で支給) (支給限度額) 39,200 円	異	距離区分と額	6,324 千円	55,967 円
管理職手当	定額制	異	支給額	7,020 千円	468,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	602,400円 (753,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 町 村 長	555,300円 (617,000円)	854,000円 ／ 399,000円	
報 酬	議 長	315,000円	700,000円 ／ 409,200円	
	副 議 長	273,000円	420,000円 ／ 230,000円	
	議 員	262,000円	360,000円 ／ 180,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 2.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.00 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100 給料月額×在職年数×290/100	(1 期の手当額) 15,060千円 7,157千円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

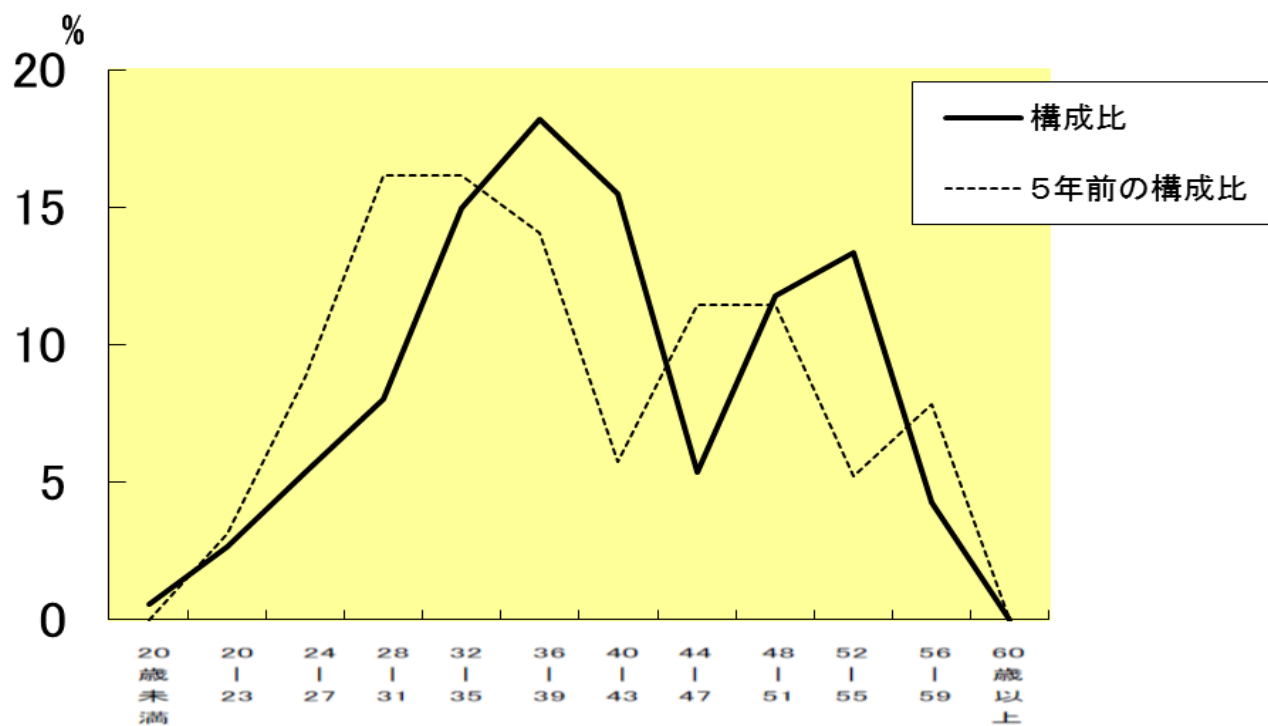
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	新規施策に伴う新設部署の設置による増
		総 務	43	46	3	
		税 務	13	13	0	
		農林水産	22	22	0	
		商 工	7	8	1	施策事業の強化に伴う増
		土 木	14	12	▲ 2	施策事業完了に伴う減
		民 生	11	11	0	事務事業見直しによる減
		衛 生	10	9	▲ 1	
	小 計		123	124	1	人口1万人当たり職員数 73.04人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03人)
	教 育 部 門		45	43	▲ 2	施策事業完了に伴う減
小 計		45	43	▲ 2	人口1万人当たり職員数 98.36人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		6	6	0	
	その他		15	15	0	
	小 計		21	21	0	
合 計			189	188	▲ 1	
			[252]	[252]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	10人	15人	28人	34人	29人	10人	22人	25人	8人	0人	187人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

		年 度						過去5年間の増減数(率)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	
部 門 別	一般行政職	124	127	125	125	123	124	0 (0.0%)
	教育	48	45	45	44	45	43	▲ 5 (▲10.4%)
	警察							0
	消防							0
	普通会計計	172	172	170	169	168	167	▲ 5 (▲2.9%)
	公営企業等会計	21	21	20	21	21	21	0
総合計		193	193	190	190	189	188	▲ 5 (▲2.6%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を含む）。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 136,151	千円 15,557	千円 39,194	% 28.9	% 28.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 5	千円 20,554	千円 1,593	千円 7,773	千円 29,920	千円 5,984	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玖 珠 町	45.8 歳	355,450 円	498,667 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	団 体 平 均
1 人当たり平均支給額（25年度） 1,555 千円	1 人当たり平均支給額（25年度） 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 － 月分 － 月分 (－) 月分 (－) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5% ～ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 － %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

玖 珠 町			団 体 平 均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）					
1人当たりの平均支給額 — 千円			1人当たりの平均支給額 — 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に支給実績がないため、記載を省略しています。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支 給 実 績（25年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
東京都特別区	18%	0人	18%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	防疫作業	0 千円	日額1,000円
遺体収容に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容に従事する職員	収容作業	0 千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	0 千円	1体 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	464 千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	93 千円
支給実績（24年度決算）	416 千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	83 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 2人まで(配偶者扶養) 7,500 円 1人(配偶者非扶養) 7,500 円 1人(配偶者なし) 12,000 円 その他 7,500 円 特定期間の加算 5,000 円	同	—	773 千円	193,125 円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) (支給限度額) 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	同	—	190 千円	47,500 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000 円 自動車等使用職員(2km以上で支給) (支給限度額) 39,200 円	同	—	166 千円	55,200 円
管理職手当	定額制	同	—	0 千円	0 円